

第6号様式（第6条の2関係）

45cm	<p>建築基準法による命令の公示</p> <p>建築物の所在地</p> <p>建築物の名称</p> <p>命令を受けた者の氏名及び住所</p>
	<p>この建築物は、建築基準法令の規定又は建築基準法の規定に基づく許可に付した条件に違反しているので、同法第九条に基づきを命じたものである。</p> <p>年 月 日</p> <p>東京都板橋区長</p>
60cm	

(注意)

- 一 この標識は、建築基準法第九条第十三項に基づき設置したものである。
- 二 この標識を損壊した者は、公用文書等毀棄罪で罰せられることがある。